◇人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律（法律第三十九号）（内閣府本府）

第１　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部改正

１　題名の改正

題名を「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律」に改める。（題名関係）

２　定義の改正

⑴　地球から発射するロケットであって、地球を回る軌道等に達する推力を有するものを「宇宙ロケット」と定義する。（第二条第二号関係）

⑵　「人工衛星等」の定義を改め、人工衛星及び人工衛星以外の地球を回る軌道等に投入・配置する人工の物体とする。（第二条第四号関係）

⑶　「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」と改め、宇宙ロケットを地球を回る軌道等に投入等すること等と定義する。（第二条第六号関係）

⑷　人工衛星のうち、位置等を制御することができるものを「特定人工衛星」と定義する。（第二条第七号関係）

⑸　人工衛星等であって宇宙ロケットに搭載する前のものを「搭載前人工衛星等」と定義する。（第二条第八号関係）

３　人工衛星等の打上げに係る許可制度の拡充

⑴　人工衛星等の打上げに係る許可を宇宙ロケットの打上げに係る許可に改めるとともに、許可基準も宇宙ロケットの許可基準に改める。（第四条、第六条関係）

⑵　打上げ実施者は、宇宙ロケットに⑴の許可を受けた人工衛星等以外の人工衛星等を搭載してはならないこととする。（第八条第三項関係）

⑶　損害賠償担保措置を講ずべき義務の対象を、人工衛星等の打上げから宇宙ロケットの打上げに改めることとする。（第九条関係）

４　搭載前人工衛星等の適合認定制度の創設

搭載前人工衛星等の構造が宇宙空間の有害な汚染等を防止する等のための基準に適合していることを認定する制度を創設する。（第十八条の二～第十八条の四関係）

５　ロケット落下等損害の賠償制度の拡充

ロケット落下等損害の賠償に関する制度について、損害を賠償する責任を負う者を宇宙ロケットの打上げを行う者に拡充する等、所要の規定の整備を行う。（第五章関係）

６　人工衛星落下等損害の賠償制度の拡充

特定人工衛星以外の人工衛星等の宇宙ロケットへの搭載を委託する者等に対して、人工衛星等落下等損害の賠償に係る無過失責任を課すこととする。（第五十三条第二項関係）

７　罰則

罰則について所要の規定の整備を行う。

８　その他

その他所要の改正を行う。

第２　宇宙基本法の一部改正

１　宇宙開発利用に関する基本的施策の対象の追加

宇宙開発利用に関する基本的施策として、宇宙開発利用に係るロケットの開発等に必要な機器、技術等の研究開発の推進等を追加する。（第十五条関係）

２　その他

その他所要の改正を行う。

第３　内閣府設置法の一部改正

１　宇宙政策委員会の所掌事務の改正

宇宙政策委員会の調査審議の対象を、宇宙ロケットの打上げの安全の確保に関する重要事項に拡充する。（第三十八条第一項第二号関係）

２　その他

その他所要の改正を行う。

第４　附則

１　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置を定める。（附則第二条～第四条関係）

３　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第五条関係）

４　関係法律について所要の改正を行う。（附則第六条関係）

◇予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律（法律第四十号）（防衛省）

１　目的

この法律は、予備自衛官等の職務の重要性に鑑み、国家公務員及び地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合における国家公務員法、地方公務員法等の特例を定め、予備自衛官等が招集に応ずるための環境を整備するとともに、その職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めることにより、その職務の円滑な遂行を図り、もって予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資することを目的とする。（第一条関係）

２　定義

この法律における用語の意義を定める。（第二条関係）

３　国家公務員法等の特例

⑴　一般職の国家公務員は、予備自衛官等に任用されようとするとき等は、予備自衛官等の職務に従事することについて、当該職員の所轄庁の長の承認を受けることができる。（第三条第一項関係）

⑵　⑴の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法の職務に専念する義務に関する規定は、適用しない。（第三条第三項関係）

⑶　⑴の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、国家公務員法の兼業の許可を要しない。（第三条第四項関係）

⑷　⑴の承認を受けた職員が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。（第三条第五項関係）

⑸　行政執行法人の職員に対する⑴の承認について、所要の読替えを行うほか、当該職員の給与の支給の基準については行政執行法人が定めることとし、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとする。（第三条第二項、第六項及び第七項関係）

４　裁判所職員への準用

裁判所職員について３⑴から⑷までの規定を準用する。（第四条関係）

５　自衛隊員への準用等

自衛隊員について３⑴から⑶までの規定を準用するとともに、その場合の給与については政令で定める。（第五条関係）

６　地方公務員法の特例

⑴　一般職の地方公務員は、予備自衛官等に任用されようとするとき等は、予備自衛官等の職務に従事することについて、当該職員の任命権者の承認を受けることができる。（第六条第一項関係）

⑵　⑴の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、地方公務員法の職務に専念する義務に関する規定は、適用しない。（第六条第三項関係）

⑶　⑴の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、地方公務員法の兼業の許可を要しない。（第六条第四項関係）

⑷　特定地方独立行政法人の職員に対する⑴の承認について、所要の読替えを行う。（第六条第二項関係）